

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2947号)

令和4年7月22日

横情審答申第2947号

令和4年7月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年6月29日戸福第693号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日A
付）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日A付）」を一部開示とした決定は妥当ではなく、報告者である特定集合住宅の自治会長の氏名及び民生委員児童委員協議会会長の氏名を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1) 地区推薦準備会推薦人選出報告書 ただし、平成28年～29年の2年度にわたる文書を対象とする。なお、担当地区名は、特定集合住宅の民生委員・児童委員」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年5月8日付で「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日A付）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書に該当しない。
- (2) なお、令和2年4月13日戸福第50号による「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日B付）」の一部開示決定（以下「先行処分」という。）では、推薦人のうち開示請求日時点で現役の自治会長2名、地区民生委員児童委員協議会会長1名の氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるが、本号ただし書アに該当するとして、開示した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の報告者である特定集合住宅の自治会長（以下「本件自治会長」という。）及び民生委員児童委員協議会会長の氏名を開示すべき。
- (2) 審査請求人は、実施機関から本件自治会長の氏名を含む過去5年分の特定集合住宅の自治会長の氏名を任意提供されており、この事実と比し、本件処分は著しい差別的取扱いで違法行為である。
- (3) また、先行処分において開示請求時点で現職の特定集合住宅の自治会長及び民生委員児童委員協議会会長の氏名が公開されている事実と比し、本件処分は著しい差別的取扱いで違法行為である。
- (4) 自治会長を数年ないし数十年続けている者も存在する事実を知らながら、一方で公開し、他方で公開しないとしたのは、「正当な理由」を欠いた請求人に対する著しい差別である。
- (5) 本件審査請求に対する弁明書は一部開示決定通知書と同じ記載で、弁明の域にない。

5 審査会の判断

(1) 民生委員・児童委員の選出に係る事務について

ア 民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助等の活動を行う非常勤特別職の公務員である。民生委員の任期は3年であり、横浜市の区域に置かれる民生委員は、民生委員法第5条第1項及び第29条の規定に基づき、実施機関の推薦を受けて厚生労働大臣によって委嘱される。

また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。

イ 民生委員・児童委員の選出に当たっては、まず、各区の地区推薦準備会が民生委員・児童委員としてふさわしい候補者を選出し、区長を通じ横浜市民生委員推薦会に推薦する。

地区推薦準備会は、推薦人5人以上10人以内をもって組織され、推薦人はその地区の自治会町内会長が地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係のある者から選出する。なお、自治会町内会及び地区民生委員児童委員協議会からは、その組織の代表をそれぞれ一人は選出しなければならない、その選出に当たっては、その地区の自治会町内会長がそれぞれの組織と協議することとされている。

ウ 次に、横浜市民生委員推薦会は、地区推薦準備会から推薦された候補者について審議し、適任と認められる候補者を実施機関に推薦する。そして、実施機関は、横浜市民生委員推薦会から推薦された候補者の適否について、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に諮問し、答申を受け、その意見を踏まえ、候補者を厚生労働大臣に推薦する。

(2) 本件審査請求文書について

ア 地区推薦準備会推薦人選出報告書は、各区の区長から地区推薦準備会の結成を依頼された自治会町内会長が、選出した推薦人を区長に報告するため、各区福祉保健センターに提出する文書である。

イ 本件審査請求文書は、戸塚区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）に特定年月日Aに提出された特定集合住宅に係る地区推薦準備会推薦人選出報告書であり、民生委員担当地区名、本件自治会長の氏名並びに選出された7名の推薦人の選出区分（所属団体等）、氏名及び住所が記載されている。なお、平成28年度及び平成29年度には、特定年月日A以外に特定集合住宅に係る地区推薦準備会推薦人選出報告書は提出されていない。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件自治会長の氏名並びに推薦人の氏名及び住所を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

ウ 審査請求人は、本件審査請求において、本件自治会長の氏名（以下「非開示部分1」という。）及び推薦人の一人である特定集合住宅が属する地区（以下「本件担当地区」という。）の民生委員児童委員協議会会長の氏名（以下「非開示部分2」という。非開示部分1及び非開示部分2を総称して「本件非開示部分」という。）の開示を求めていると解されるため、当審査会では、本件非開示部分について判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

実施機関は、本件非開示部分について、本号に該当すると主張している。しかしながら、特定集合住宅の自治会及び本件担当地区の民生委員児童委員協議会は、いわゆる権利能力なき社団であり、その代表者である本件自治会長又は本件担当地区の民生委員児童委員協議会会長が当該社団の職務として行う行為に関する情報は、本号により開示しないことができる個人に関する情報には該当せず（最高裁第三小法廷判決平成15年11月11日（平成10年（行ヒ）第54号）参照）、条例第7条第2項第3号で開示、非開示の判断をすべきである。

(4) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等・・・における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については開示しないことができることを規定している。

イ 非開示部分1は、自治会の代表者である自治会長がその職務として行う行為である地区推薦準備会推薦人の選出に関する情報であり、非開示部分2は、民生委員児童委員協議会の代表者である民生委員児童委員協議会会長がその職務として行う行為である民生委員・児童委員の選出に関する情報であるが、これらを公にすることにより、自治会又は民生委員児童委員協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、また、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものとも認められないことから、本件非開示部分は、本号に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当ではなく、本件非開示部分を開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|------------------------|
| 令和 2 年 6 月 29 日 | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 7 月 13 日 | ・ 実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会) | ・ 諮問の報告 |
| 令和 4 年 3 月 23 日 (第414回第二部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 4 月 8 日 (第415回第二部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 4 月 27 日 (第416回第二部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 5 月 18 日 (第417回第二部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 6 月 8 日 (第418回第二部会) | ・ 審議 |